

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	1-2-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)		浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(317,517(千円)) 445,354(千円)		全体事業費		(317,517(千円)) 445,354(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。						
事業概要						
幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第1期分平成29年7月、幾世橋地区第2期分平成30年3月、請戸地区令和2年10月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。						
＜事業の位置づけ＞						
【浪江町復興計画(第一次)】						
6. ふるさとを再生していくための取組み						
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備						
(2) 生活環境の整備、市街地の再生						
○町内復興公営住宅の早期設置						
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます						
【浪江町復興まちづくり計画】						
Ⅲ 復興まちづくり方針						
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成29年3月までに準備するもの)						
(5) 住宅の確保						
③復興公営住宅の整備による住宅の確保						
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します						
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである						
当面の事業概要						
＜平成29年度～令和3年度＞						
家賃の低廉化に要する費用の補助						
平成29年度 17,526千円(対象戸数:19戸/総戸数:22戸)						
平成30年度 92,751千円(対象戸数:74戸/総戸数:85戸)						
令和元年度分 98,861千円(対象戸数:79戸/総戸数:85戸)						
令和2年度分 108,379千円(対象戸数:95戸/総戸数:111戸)						
令和3年度分 127,837千円(対象戸数:99戸 内訳:幾世橋住宅団地A 21戸・幾世橋住宅団地B 56戸・請戸住宅団地 22戸/総戸数:111戸)						

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	1-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(44,570(千円)) 61,700(千円)		全体事業費	(44,570(千円)) 61,700(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第1期分平成29年7月入居、幾世橋地区第2期分平成30年3月入居、請戸地区令和2年10月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。</p> <p><事業の位置づけ></p> <p>【浪江町復興計画(第一次)】</p> <p>6.ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3.まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2)生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成29年3月までに準備するもの)</p> <p>(5)住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである</p>					
当面の事業概要					
<p><平成29年度～令和3年度></p> <p>家賃の低減に要する費用の補助</p> <p>平成29年度 2,353千円(対象戸数:14戸/総戸数22戸)</p> <p>平成30年度 12,385千円(対象戸数:59戸/総戸数85戸)</p> <p>令和元年度分 14,120千円(対象戸数:67戸/総戸数85戸)</p> <p>令和2年度分 15,712千円(対象戸数:82戸/総戸数111戸)</p> <p>令和3年度分 17,130千円(対象戸数:83戸 内訳:幾世橋住宅団地A 18戸・幾世橋住宅団地B 47戸・請戸住宅団地18戸/総戸数111戸)</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-6-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(88,191(千円)) 114,405(千円)		全体事業費	(88,191(千円)) 114,405(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において80戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成29年9月11日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。					
＜事業の位置づけ＞					
【浪江町復興計画(第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方(津波被災者を含む)についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針(平成29年3月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。					
(事業間流用による経費の変更)平成30年1月18日					
浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から3,092千円(国費2,319千円)を流用。これにより、交付対象事業費は5,178千円(国費4,530千円)から7,828千円(国費6,849千円)に増額。					
当面の事業概要					
＜平成29年度～令和3年度＞					
家賃の低廉化に要する費用の補助					
平成29年度 5,178千円(対象戸数:36戸/総戸数80戸)					
7,828千円(事業間流用後)					
平成30年度 29,040千円(対象戸数:66戸/総戸数80戸)					

令和元年度	27,405 千円 (対象戸数 : 65 戸/総戸数 80 戸)
令和2年度分	26,568 千円 (対象戸数 : 64 戸/総戸数 80 戸)
令和3年度分	26,214 千円 (対象戸数 : 645 戸/総戸数 80 戸)
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生、移住等が促進されるものである。</p>	
関連する事業の概要	
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	95	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 (浪江駅周辺地区)	事業番号	(1) - 8 - 1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(188,967千円) 210,476千円		全体事業費	(188,967千円) 210,476千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>JR浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成29年3月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から3年余が経過した浪江町のJR浪江駅周辺において、令和2年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)での具体的な基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成29年3月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び現在策定を進めている復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成29年3月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」と民間・個人による「まちづくり推進エリア」を設定し、基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p><令和2年度> 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業調査(浪江駅周辺地区) 23,366千円</p> <p><令和3年度> 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業検討業務(浪江駅周辺地区) 210,476千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 都市計画決定図書作成業務2. 事業計画関連業務3. 基本設計業務4. 不動産鑑定業務5. 基準点・現地測量6. 路線測量7. 用地測量8. 地質調査業務9. 地質解析業務10. 自由通路整備に係る基礎調査業務11. 用地補償費算定業務12. 物件補償費算定業務(浪江駅西側分) 21,509千円					

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住される方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区)(基金型)	事業番号	(1)-10-7
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(475,646(千円)) 1,537,748(千円)	全体事業費	(1,729,146(千円)) 1,541,248(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町室原地区は、阿武隈山地南側の山麓に位置し、請戸川の上流側の扇状地となっており堅固な地盤となっている。南北に常磐自動車道、東西には国道114号があり、交通の要所として、有事の際の緊急避難路・輸送路としても期待できる。</p> <p>本事業は、自然地形を活かしながら共生を図る防災拠点形成を目指し、必要となる防災まちづくり施設等の整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることでふるさと浪江の再生・復興を促進させる。</p>					
事業概要					
<p>本事業は上記目標を達成するために、地理・地域特性の把握などに加えて、地域の意見等を調査・整理し、施設整備後の維持管理までを検討し、必要となる施設等の調査設計及び施設整備を行うものである。</p>					
<事業内容>					
①復興地域まちづくり総合事業計画検討					
②各地域施設整備計画の策定					
③室原地区防災拠点整備基本設計					
④室原地区防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査、用地・補償費					
⑤室原地区防災拠点整備事業(土木・建築)					
<事業費>					
平成30年度 11,102千円(防災拠点整備検討業務)					
10,908千円(防災拠点整備基本設計業務)					
平成31年度 77,882千円(防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査業務)					
68,387千円(用地・補償費)					
令和3年度 4,362千円(造成工事積算業務)					
325,015千円(造成工事)					
1,028,170千円(建築工事)					
28,765千円(工事監理)					
5,167千円(補償費:電柱移設)					
<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>					
別紙-1					
(事業間流用による経費の変更)(令和2年10月14日)					
浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区・基金型)の配置計画の変更に伴い、追加でポーリング調査費用が生じた。					
1-1-3 災害公営住宅整備事業(請戸地区・基金型)の事業完了に伴い執行残が生じていることから、事業費の					
3,500千円(国費:2,625千円{H31当初予算})を当該事業へ流用。これにより、交付対象事業費は146,269千円					
(国費:104,002千円)から、149,769千円(国費:106,627千円)に増額。					

当面の事業概要	
<平成 29 年度>	復興地域づくり総合事業計画検討
<平成 30 年度>	防災拠点の基本設計
<平成 31 年度>	防災拠点の詳細設計、不動産鑑定、補償調査
<令和 2 年度>	防災拠点の詳細設計、用地買収
<令和 3 年度>	用地買収、各施設の整備工事
<令和 4 年度>	各施設の整備工事
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>帰還後の復興まちづくりを具現化するためには、地域コミュニティ再生のための話し合いなどの場が必要となる。帰還町民が少ない中で、震災以前のコミュニティに戻すことは非常に困難であり、地域の集会施設の今後の方向性も定めにくい環境になっている。このような中で、歴史・地理的な地域特性、および既存公共施設の効率的・有效果的活用を考慮すると、地域の施設をある程度集約していくことで、人口の少ない中での地域の話し合いの場が創出され、コミュニティの再構築、防災を含めた町民の安全・安心な暮らしの確保を図るために主要な場所の構築を図る必要がある。防災拠点施設が帰還環境整備の要として室原地区の核施設となると考えている。</p>	
関連する事業の概要	
<p>浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画においては、住民が居住し地域コミュニティや生業を再生する先駆の地として、室原、末森及び津島地区の3地区について、居住促進、交流、物流・産業、農業再生及び防災の5つのゾーニングをおこなっていることから、各ゾーンの役割を明確にし、調整を図っていく。</p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 基金型	事業番号	(5)-40-4
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(5,381,380(千円)) 5,409,885(千円)		全体事業費	(5,381,380(千円)) 5,409,885(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第1原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>浪江町では、平成29年度から、農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質のため池底質の調査や、高濃度の放射性物質が確認されたため池では底質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じて来たところであるが、令和元年度東日本台風(台風19号)等の影響により山間部からのため池への汚染土砂(放射性物質)の流入の影響が懸念されるため、再度町内ため池の調査が必要となっている。</p> <p>また、ため池内に堆積していると思われる汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去や拡散防止の対策を講じる必要がある。</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。</p>					
(2) 事業量					
＜第37回＞					
・基礎調査 7箇所					
・詳細調査・実施設計 3箇所					
(3) 復興計画への位置づけ					
【浪江町復興計画第3次】(抜粋)					
第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり					
施策1 農林水産業の再興					
(1) 農業の再開					
《これからの取組》					
エ 農業と再開できる環境の再生					
(ア) 農業用水の安全の確保(放射性物質を含んだため池の底質除去を実施)					

当面の事業概要

<平成 29 年度>

○基礎調査・詳細調査（第 17 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が
つかなかった箇所及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。

【申請数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 13 箇所

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

【実績数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

○詳細調査・対策実施（第 21 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査及び調査結果による対策工事の実施。

【申請数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

【実績数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

<令和 1～令和 4 年度>

○詳細調査・実施設計・対策実施（第 24 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査・実施設計及び対策工事の実施を予定していたが、対策を急ぐ必要の
あるため池の、対策工事を追加した。

【申請数】詳細調査 1 箇所、実施設計 10 箇所、対策実施 11 箇所

○対策実施（第 33 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 3 箇所

○対策実施（第 35 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のため池の対策工事の実施。

【申請数】対策実施 6 箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 37 回申請・基金型）（今回変更分）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨による再汚染の恐れのあるため池について、ため池放射性物
質対策のための調査等の実施。

【申請数】基礎調査 7 箇所、詳細調査・実施設計 3 箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築お
よび農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 10 月時点

NO.	112	事業名	育苗施設敷地造成事業(基金型)	事業番号	◆(5)-43-3-2
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	134,433(千円)	全体事業費	134,433(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>浪江町では、震災前約 1,250ha の水稲作付が行われていた(帰還困難区域を除くと約 1,000ha)が、東日本大震災及び原発事故により長期避難を強いられた。平成 29 年の避難指示の一部解除以降、水稲作付面積は徐々に増えており、令和 2 年の水稲作付は約 90ha、令和 3 年は約 170ha に拡大している。</p> <p>震災前 1,037 世帯あった農業者については、除染作業に伴う解体により、住宅はもとより農業用施設・農業用機械の処分とともに営農意欲が低下し、現在の帰還者は 8%程度である。その中でも営農再開する農業者は徐々に増加しており、農業者の多くが避難先から通勤して農地の保管理作業に取組み、営農再開に向けた準備を進めている状況である。</p> <p><農業復興の方向性></p> <p>平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が一部解除された町内 14 地区において、営農再開に向けた座談会と意向調査を実施した中で、130 世帯ほどの農業者に営農再開の意向が確認できたが、農業機械・農業施設を除染にともない廃棄しており、いずれの地区においても営農再開の前提条件として農地・水利の復旧とともに、農業機械・農業施設の整備を望む声強い。</p> <p>そこで、水稲再生を図るために必要な施設として、乾燥調製貯蔵施設と併せて水稲育苗施設を整備することにより、農業者の設備投資にかかる負担を軽減し、収益の向上を図ることで町民の帰還・移住及び営農再開を促進させるとともに意欲ある農業者の確保及び地域農業の再建を図る。また、水稲育苗後に、タマネギの育苗施設として有効に活用し、相双地域振興品目であるタマネギの振興及び規模拡大を推進することで、地域農業の復興を目指す。</p>					
事業概要					
<p>営農再開を担う基幹施設として、育苗施設を整備し町民の帰還と営農再開の加速を図るべく、下記の事業を実施する。</p> <p>1. 敷地造成工事 134,433 千円</p> <p>2. 実施場所 浪江町大字苅宿地内</p> <p>敷地面積 18,100 m²(内、今回申請対象: 11,536 m²(建物面積: 7,536 m²+アスファルト舗装: 4,000 m²))</p> <p>※当事業を位置付けている町の計画等については別添「浪江町復興計画【第三次】-抜粋-」「第三次浪江町農業再生プログラム-抜粋-」を参考のこと。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 3 年度> 単年度事業で実施</p> <p>地質調査、測量、造成設計</p> <p><令和 3~4 年度></p> <p>造成工事</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町の基幹産業は農業であり、地域が再生し復興するためには農業の再生・復興が必要不可欠である。</p> <p>本事業導入で育苗施設を整備し、農業者が営農再開に取組む意欲を向上させることによって住民の帰還を促進させ、営農再開による町全体の農業振興ならびに地域再生を図る。</p> <p>本事業を実施することにより、育苗施設での雇用者は浪江町から 6 名程度を想定している。また、当施設ではタマネギの育苗も実施することから、今後、作付面積の拡大に比例して、当施設の活用と雇用者数増加が期待される。</p>					
関連する事業の概要					

関連する基幹事業	
事業番号	(5)-43-46
事業名	育苗施設整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
基幹事業により設置する育苗施設の敷地造成工事であり、敷地造成後に基幹事業を実施するため、これらは密接に関連している。	